

議 案

議案第 1 号

令和 3 年度財政投融资計画

令和3年度財政投融资計画

令和2年12月 日
財 務 省
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考				
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	自己資金等		再 計		
									2年度	3年度	2年度	3年度	
(特別会計)													
食料安定供給特別会計	12	10	-	-	-	-	12	10	189	161	201	171	
エネルギー対策特別会計	95	112	-	-	-	-	95	112	14,342	14,574	14,437	14,686	
自動車安全特別会計 (政府関係機関)	-	1,178	-	-	-	-	-	1,178	-	180	-	1,358	
株式会社日本政策金融公庫	36,470	247,270	214	37	-	5,000	36,684	252,307	(3,000) 14,423	(2,900) 58,170	51,107	310,477	
沖縄振興開発金融公庫	1,248	5,137	18	22	-	-	1,266	5,159	(100) 362	(100) 405	1,628	5,564	
株式会社国際協力銀行	2,810	2,150	800	600	8,825	8,900	12,435	11,650	(200) 11,565	(200) 15,350	24,000	27,000	
独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	5,051	6,144	-	-	660	640	5,711	6,784	(800) 8,289	(1,400) 8,216	14,000	15,000	
日本私立学校振興・共済事業団	291	291	-	-	-	-	291	291	334	309	625	600	
独立行政法人日本学生支援機構	6,585	6,209	-	-	-	-	6,585	6,209	(1,200) 847	(1,200) 652	7,432	6,861	
国立研究開発法人科学技術振興 機構	-	40,000	-	-	-	-	-	40,000	-	-	-	40,000	
独立行政法人福祉医療機構	2,594	16,898	-	-	-	-	2,594	16,898	(200) 231	(200) 846	2,825	17,744	
独立行政法人国立病院機構	627	1,801	-	-	-	-	627	1,801	44	△1,476	671	325	
国立研究開発法人国立がん研究 センター	27	15	-	-	-	-	27	15	-	-	27	15	

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考 再 計			
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	自己資金等		考 再 計	
									2年度	3年度	2年度	3年度
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	48	10	-	-	-	-	48	10	-	-	48	10
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	31	-	-	-	-	2	31	-	12	2	43
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	456	541	-	-	-	-	456	541	(50) 43	(50) 44	499	585
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,568	3,458	34	34	-	-	1,602	3,492	(1,056) 2,349	(820) 7,591	3,951	11,083
独立行政法人住宅金融支援機構	501	431	-	-	-	2,200	501	2,631	(29,151) 25,991	(26,440) 23,311	26,492	25,942
独立行政法人都市再生機構	4,339	4,927	-	-	-	-	4,339	4,927	(800) 9,240	(1,100) 8,829	13,579	13,756
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	8,600	5,000	-	-	1,200	1,200	9,800	6,200	(2,000) 51,532	(2,000) 50,463	61,332	56,663
独立行政法人水資源機構	30	10	-	-	-	-	30	10	(50) 1,268	(50) 1,265	1,298	1,275
国立研究開発法人森林研究・整備機構	56	51	-	-	-	-	56	51	304	273	360	324
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (地方公共団体)	8	6	344	342	-	-	352	348	890	898	1,242	1,246
地方公共団体 (特殊会社等)	29,346	36,847	-	-	-	-	29,346	36,847	88,014	99,536	117,360	136,383
株式会社日本政策投資銀行	4,500	4,500	1,000	1,750	3,500	2,750	9,000	9,000	(6,100) 17,000	(6,200) 17,000	26,000	26,000
株式会社産業革新投資機構	-	-	1,000	-	-	-	1,000	-	2,300	-	3,300	-
東日本高速道路株式会社	1,030	-	-	-	-	-	1,030	-	(4,900) 5,277	-	6,307	-

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考 再 計			
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	自己資金等		考 再 計	
									2年度	3年度	2年度	3年度
中日本高速道路株式会社	1,030	-	-	-	-	-	1,030	-	(6,000) 6,450	-	7,480	-
西日本高速道路株式会社	540	-	-	-	-	-	540	-	(4,200) 5,208	-	5,748	-
成田国際空港株式会社	4,000	-	-	-	-	-	4,000	-	△3,549	-	451	-
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	300	350	300	350	100	100	400	450
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	173	221	173	221	116	(47) 340	289	561
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	-	-	400	500	400	500	350	300	750	800
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	230	120	-	-	230	120	170	200	400	320
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	604	531	606	547	1,210	1,078	60	53	1,270	1,131
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	266	190	157	95	423	285	-	-	423	285
合 計	111,864	383,027	4,510	3,626	15,821	22,403	132,195	409,056	(59,807)	(42,707)		

1 財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

2 「産業競争力強化法」(平25法98)第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第22項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、「株式会社産業革新投資機構」に承継されるものとする。

(注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

2. 「2年度」欄は、令和2年度当初計画額である。

3. 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。

4. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

5. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和3年度財政投融资原資見込

	令和2年度	令和3年度
	億円	億円
財政融資	111,864	383,027
財政融資資金	111,864	383,027
産業投資	4,510	3,626
財政投融资特別会計投資勘定	4,510	3,626
政府保証	15,821	22,403
政府保証国内債	4,134	10,648
政府保証外債	11,085	11,340
政府保証外貨借入金	602	415
合計	132,195	409,056

- (注) 1. 令和2年度欄の金額は、当初計画額である。
2. 財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和3年度において、財政投融资特別会計国債45.0兆円（令和2年度予算12.0兆円）の発行を予定している。
また、財政融資資金の資金繰りのための財政融資資金証券の限度額は15.0兆円としている。
3. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(参考)

令和3年度財政投融资用途別分類表

(単位：億円)

区分	財政融資		産業投資		政府保証		合計	
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
(1) 中小零細企業	28,807	140,201	218	40	—	4,966	29,025	145,207
(2) 農林水産業	5,901	7,593	—	—	—	—	5,901	7,593
(3) 教育	8,981	48,559	—	—	—	34	8,981	48,594
(4) 福祉・医療	4,769	20,422	—	—	—	—	4,769	20,422
(5) 環境	539	571	—	—	—	—	539	571
(6) 産業・イノベーション	6,141	7,615	2,014	1,769	3,500	2,750	11,655	12,134
(7) 住宅	5,206	5,720	—	—	—	2,200	5,206	7,920
(8) 社会資本	35,445	28,376	—	—	2,073	2,271	37,518	30,647
(9) 海外投融资等	7,861	8,294	2,278	1,817	10,248	10,182	20,387	20,293
(10) その他	8,213	115,675	—	—	—	—	8,213	115,675
合計	111,864	383,027	4,510	3,626	15,821	22,403	132,195	409,056

(注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第 2 号

令和 3 年度財政融資資金運用計画

令和3年度財政融資資金運用計画

(単位:億円)

運 用 の 部		原 資 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 特 別 会 計	1,300	財 政 投 融 資 特 別 会 計	383,027
食 料 安 定 供 給 特 別 会 計	10	か ら の 繰 入 金 等	
エ ネ ル ギ 一 対 策 特 別 会 計	112		
自 動 車 安 全 特 別 会 計	1,178		
2. 政 府 関 係 機 関	260,701		
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	247,270		
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	5,137		
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	2,150		
独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	6,144		
3. 独 立 行 政 法 人 等	79,679		
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団	291		
独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構	6,209		
国 立 研 究 開 発 法 人 科 学 技 術 振 興 機 構	40,000		
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	16,898		
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	1,801		
国 立 研 究 開 発 法 人 国 立 が ん 研 究 セ ン タ ー	15		
国 立 研 究 開 発 法 人 国 立 成 育 医 療 研 究 セ ン タ ー	10		
国 立 研 究 開 発 法 人 国 立 長 寿 医 療 研 究 セ ン タ ー	31		
独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構	541		
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	3,458		
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	431		
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構	4,927		
独 立 行 政 法 人 日 本 高 速 道 路 保 有 ・ 債 務 返 済 機 構	5,000		
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	10		
国 立 研 究 開 発 法 人 森 林 研 究 ・ 整 備 機 構	51		
独 立 行 政 法 人 石 油 天 然 ガ ス ・ 金 属 鉱 物 資 源 機 構	6		
4. 地 方 公 共 団 体	36,847		
5. 特 殊 会 社 等	4,500		
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,500		
合 計	383,027	合 計	383,027

令和3年度財政融資資金運用計画使途別分類表

(単位：億円)

区 分	2 年 度	3 年 度
(1) 中小零細企業	28,807	140,201
(2) 農林水産業	5,901	7,593
(3) 教育	8,981	48,559
(4) 福祉・医療	4,769	20,422
(5) 環境	539	571
(6) 産業・イノベーション	6,141	7,615
(7) 住宅	5,206	5,720
(8) 社会資本	35,445	28,376
(9) 海外投融資等	7,861	8,294
(10) その他	8,213	115,675
合計	111,864	383,027

- (注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。
 2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

議案第3号

令和3年度の財政融資資金の融通条件

令和3年度の財政融資資金の融通条件
(令和2年12月 日決定、令和3年4月1日以降適用)

令和3年度の財政融資資金の融通条件は下記のとおりとする。
なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

- 1 食料安定供給特別会計に対する貸付け
償還期限 13年以内(3年以内の据置期間を含む。)
- 2 エネルギー対策特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内(2年以内の据置期間を含む。)
- 3 自動車安全特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内(4年以内の据置期間を含む。)
- 4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付け
イ 償還期限
(イ) 国民一般向け業務に係る貸付けについては、5年以内
ただし、(i) 令和3年度における貸付けのうち1,630億円については、15年以内、10,960億円については、15年以内(1年以内の据置期間を含む。)、8,110億円については、9年以内、34,410億円については、9年以内(1年以内の据置期間を含む。)、19,364億円については、6年以内(1年以内の据置期間を含む。)
(ii) 挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内(満期一括償還)
(iii) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付けについては、10年以内(満期一括償還)
(ロ) 中小企業者向け業務に係る貸付けについては、5年以内(1年以内の据置期間を含む。)
ただし、(i) 令和3年度における貸付けのうち13,401億円については、15年以内(1年以内の据置期間を含む。)、22,335億円については、10年以内(1

年以内の据置期間を含む。)

(ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内(満期一括償還)とすることができる。

(iii) 挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内(満期一括償還)

(iv) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付けについては、10年以内(満期一括償還)

(ハ) 農林水産業者向け業務に係る貸付けについては、20年以内(3年以内の据置期間を含む。)

ただし、令和3年度における貸付けのうち65億円については、30年以内(20年以内の据置期間を含む。)、1,200億円については、15年以内、3,400億円については、10年以内、1,485億円については、5年以内

(二) 特定事業等促進円滑化業務に係る貸付け

(i) 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内(3年以内の据置期間を含む。)

(ii) 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内(3年以内の据置期間を含む。)

ただし、令和3年度における貸付けのうち200億円については、10年以内(2年以内の据置期間を含む。)

(iii) 事業適応促進円滑化業務(仮称)に係る貸付けについては、15年以内(3年以内の据置期間を含む。)

ただし、令和3年度における貸付けのうち800億円については、10年以内(2年以内の据置期間を含む。)、100億円については、7年以内(2年以内の据置期間を含む。)

(iv) 開発供給等促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内(3年以内の据置期間を含む。)

ただし、令和3年度における貸付けのうち50億円については、10年以内(2年以内の据置期間を含む。)、100億円については、7年以内(2年以内の据置期間を含む。)

(v) 基盤強化促進円滑化業務(仮称)に係る貸付けについては、15年以内(3年以内の据置期間を含む。)

ただし、令和3年度における貸付けのうち97億円については、20年以内(3年以内の据置期間を含む。)

(vi) 導入促進円滑化業務(仮称)に係る貸付けについては、15年以内(3年以内の据置期間を含む。)

ただし、令和3年度における貸付けのうち30億円については、20年以内(3年以内の据置期間を含む。)

(vii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進

円滑化業務（仮称）、開発供給等促進円滑化業務、基盤強化促進円滑化業務（仮称）及び導入促進円滑化業務（仮称）に係る貸付けのうち、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）及び7年以内（2年以内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。

ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。

（ホ）危機対応円滑化業務に係る貸付けについては、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内（1年以上3年以内の据置期間を含む。）

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 農林水産業者向け業務及び危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

5 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付け

イ 償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和3年度における貸付けのうち146億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）、244億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、1,350億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ロ）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

6 株式会社国際協力銀行に対する貸付け

償還期限 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和3年度における貸付けのうち1,432億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（6年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和3年度における貸付けのうち600億円については、40年以内（6年以内の据置期間を含む。）、1,350億円については、35年以内（6年以内の据置期間を含む。）、1,300億円については、30年以内（6年以内の据置期間を含む。）、1,050億円については、25年以内（6年以内の据置期間を含む。）、1,000億円については、20年以内（6年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

8 日本私立学校振興・共済事業団に対する貸付け

償還期限 30年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和3年度における貸付けのうち194億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、58億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

9 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内

ただし、学資の返還期間の状況に応じて、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）又は5年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直しとなる貸与に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあ

るときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

10 国立研究開発法人科学技術振興機構に対する貸付け

イ 償還期限 40年以内(20年以内の据置期間を含む。)

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率(5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内(1年以内の据置期間を含む。)

ただし、(イ)福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年以内(1年以内の据置期間を含む。)

(ロ)医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けについては、10年以内(4年以内の据置期間を含む。)

(ハ)新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付けについては、15年以内(5年以内の据置期間を含む。)

(ニ)令和3年度における貸付けのうち1,933億円については、30年以内(2年以内の据置期間を含む。)、153億円については、10年以内(1年以内の据置期間を含む。)とすることができる。

ロ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率(10年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率(10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率)に変更する。

12 独立行政法人国立病院機構に対する貸付け

イ 償還期限 39年以内(5年以内の据置期間を含む。)

ただし、(イ)令和3年度における貸付けのうち59億円については、15年以内(1年以内の据置期間を含む。)、1,540億円については、23年以上35年以内

(ロ)医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

ロ 償還期限39年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過し

た日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- ハ 償還期限23年以上35年以内に係る貸付けについては、5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- 13 国立研究開発法人国立がん研究センターに対する貸付け
償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

- 14 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに対する貸付け
償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

- 15 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに対する貸付け
償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

- 16 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する貸付け
イ 償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、（イ）令和3年度における貸付けのうち14億円については、
25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、44億円については、
15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

（ロ）医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内又は5年以内

- ロ 償還期限25年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- 17 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付け
イ 償還期限
（イ）建設勘定に係る貸付けについては、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満の

ものについては、5年以内（1年以内の据置期間を含む。）、令和3年度における貸付けのうち3,000億円については、23年以内（9年以内の据置期間を含む。）

（ロ）海事勘定に係る貸付けについては、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ハ）地域公共交通等勘定に係る貸付けについては、20年以内

ただし、令和3年度における貸付けのうち5億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 海事勘定に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 地域公共交通等勘定に係る貸付けのうち、償還期限20年以内に係る貸付けについては、10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

18 独立行政法人住宅金融支援機構に対する貸付け

償還期限 25年以内

ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、30年以内、20年以内、15年以内、10年以内又は5年以内とすることができる。

19 独立行政法人都市再生機構に対する貸付け

償還期限 30年以内（20年以内の据置期間を含む。）

20 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する貸付け

償還期限 35年以内（17年以内の据置期間を含む。）

21 独立行政法人水資源機構に対する貸付け

償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）

22 国立研究開発法人森林研究・整備機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。

23 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する貸付け

償還期限

イ 金属鉱業一般勘定に係る貸付けについては、15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付けについては、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 石油天然ガス等勘定に係る貸付けについては、13年以内（1年以内の据置期間を含む。）

24 地方公共団体に対する貸付け

イ 償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ニ 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ホ 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ヘ 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

25 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和3年度における貸付けのうち1,200億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利

率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

26 令和2年度の財政融資資金運用計画において貸付けに運用するものとして
いるもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第
3条の規定により、令和3年度において運用するものについては、引き続き、
当該貸付けに運用するものとする。その際、上記に該当するものがない場合
には、令和2年度の融通条件に従い運用するものとする。

27 上記のうち、貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期
日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違
約金を徴収するものとする。